

# 知っていますか？ 民生委員児童委員

## 民生委員児童委員とは

民生委員児童委員とは、地域住民の生活や福祉全般に関する相談に応じ、解決のお手伝いなどを行うボランティアで、制度創設から100年以上の歴史があります。また、民生委員児童委員のうち一部は、「主任児童委員」として児童福祉を専門に活動し、子育ての支援や児童の健全育成に取り組んでいます。

## 民生委員児童委員の活動内容

- 高齢者世帯などの定期訪問
- 地域の福祉推進活動
- 子育て世帯の見守り



など

## よくある質問

Q. 民生委員児童委員に報酬はありますか。



A. ボランティアのため、報酬はありません。しかし、活動に伴う交通費や通信費などの補填のための活動費は支給しています。



Q. 民生委員児童委員になってみたいのですが、ひとりで活動するのは不安です。



A. 敦賀市では独自に民生委員児童委員の活動をサポートする支援員制度を設けています。まずはお気軽に市地域福祉課までお問い合わせください。



## 地域で活動する民生委員児童委員をご紹介します

敦賀市では市内6地区に分かれ、民生委員児童委員協議会を組織しています。今回は第3地区(西)会長の吉岡さんにインタビューしました。

民生委員児童委員をやっていて、嬉しかったことを教えてください。

民生委員児童委員の活動の一つとして、ひとり暮らし高齢者宅を訪問していますが、インターホンを押しても一瞬だけ顔を出して、会話もぼぼせずに終わってしまう方がいましたが、10年ほど粘り強く訪問し続けた結果、少しずつ心を開いてくれて、会話をしてくれるようになった時は嬉しかったですね。

やりがいを教えてください。

長年町内に住んでいて、町内の一員として、地域に貢献できることです。

今後の目標を教えてください。

ひとり暮らし高齢者の方が不安なく生活できるよう、これからも手助けをしていきたいです。



第3地区 会長 吉岡さん

問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8118

# 避難行動要支援者名簿について

敦賀市では、65歳以上のひとり暮らし高齢者や障がいをお持ちの方など、自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。

避難行動要支援者の対象となる方が、名簿情報を避難支援等関係者へ普段から提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導に役立てることができます。

## 避難行動要支援者の対象者は？

市では次の①～⑥のいずれかに該当する方を避難行動要支援者としています。

① 65歳以上のひとり暮らし高齢者	④ 精神障がいの程度が1・2級の方
② 要介護3～5の方	⑤ 知的障がいの程度がA1・A2の方
③ 身体障がいの程度が1・2級の方	⑥ その他これらに準ずる方

## 避難行動要支援者制度の仕組み

### ○敦賀市役所

- ①名簿の作成  
対象となる避難行動要支援者の名簿を作成します。



### ②同意確認

避難支援等関係者に名簿情報を普段から提供することに同意するか確認します。

### ○避難行動要支援者



③同意の意思表示

### ④名簿情報の提供

同意を得られた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

- ⑤平常時・災害時の支援  
(平常時) 日頃の見守り、声掛け など  
(災害時) 避難支援、安否確認 など

### ○避難支援等関係者

- ・消防機関 ・警察機関 ・自治会
- ・自主防災組織 ・社会福祉協議会
- ・民生委員児童委員



連携

### ○地域支援者

- ・近隣の住民など



## ご注意ください

名簿情報の提供に同意することで、災害発生時における避難行動の支援を受ける可能性が高まりますが、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難行動要支援者への支援はあくまでも任意の協力であり、法的な責任や義務を負うものではありません。

問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8118